

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業生活支援員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下「本会」という）が、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会の委託により行う福祉サービス利用援助事業（以下「本事業」という）に関し、生活支援員の業務に従事する者の労働条件、服務規律その他就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において生活支援員とは、本事業の利用者に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重するとともに、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識及び本事業の実施に必要な知識並びに技術を有している者で、本会会長が適格と認め、登録者名簿に登録した者の内から業務に従事することと決定した者をいう。

(採用)

第3条 本会は必要に応じ、前条に定める登録者名簿に登録された者の内から選考により、生活支援員として採用するものとする。

(労働条件の明示)

第4条 本会は、生活支援員の雇用に際しては、労働条件を明示した雇用契約書を交わすものとする。

(雇用期間)

第5条 生活支援員の雇用期間は、一年以内の期間で示すものとする。

2 本会が必要と認めた場合は、契約を更新することがある。

(解雇)

第6条 次の各号の一に該当するときは、契約期間中であっても解雇する。

- (1) 心身の故障により職務に堪えられないと認められたとき
- (2) 正当な理由なくして無届欠勤が繰り返されたとき
- (3) 本事業の休廃止又は縮小、その他事業の運営上やむを得ないとき

(解雇予告)

第7条 前条の規定により解雇する場合は、30日前に予告するか、平均賃金の30日分の手当金を支給して行う。

2 解職予告された生活支援員より解職日までに請求があれば、解雇事由を文書で交付する。

(退職)

第8条 生活支援員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を申し出て2週間を経過したとき
- (3) 契約期間が満了したとき

(退職手続き)

第9条 生活支援員が契約期間中に、自己の都合により退職しようとするときは、遅くとも、退職希望日の14日前までに本会に申し出なければならない。

(定年)

第10条 生活支援員の定年は満75歳とし、満75歳到達の3月31日をもって定年退職とする。ただし、心身ともに健康で、本会会長が適格であると認める場合、再雇用することがある。

(服務)

第11条 生活支援員は、業務の正常な運営を図るため、本会の指示命令に従い、誠実に服務を遂行するとともに、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと
- (2) 疾病その他の事情により勤務できない場合は、2日前までに本会に届け出ること。
- (3) 勤務時間中は、定められた業務に専念すること。
- (4) 相手の望まない性的言動により、利用者や他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されるようなことをしないこと。

(機密の保持)

第12条 生活支援員による利用者等に関する個人情報の取扱いについては、本会が定める個人情報保護規程によるものとする。

- 2 生活支援員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項及び前項は、その職を退いた後も同様とする。

(業務内容)

第13条 生活支援員の業務内容は、福祉サービス利用援助に関する契約書及び支援計画で定めた援助内容とする。その福祉サービス利用援助に関する契約書及び支援計画は、利用者と本会との合意に基づいて作成されたものとする。

- 2 生活支援員は前項の業務のほか、本会が必要と認める本事業利用希望者の訪問調査同行の業務を行うことがある。

(勤務時間、勤務日数、休憩時間)

第14条 生活支援員の勤務時間は、利用者との契約に基づく支援計画に定める時間とする。

- 2 勤務日数は、利用者との契約に基づく支援計画に定める日数とする。
- 3 本会は、利用者あるいは業務の都合により、前各号の日数及び時間数を変更して勤務を命ずることがある。但し、原則として事前に通知する。
- 4 生活支援員の勤務日における休憩時間は与えないものとする。

(休日)

第15条 生活支援員の休日は、勤務日以外の日とする。

(年次有給休暇)

第16条 生活支援員の年次有給休暇は、労働基準法の範囲内で付与する。

- 2 付与日数は別表1のとおりとする。
- 3 引き続き契約更新し、1年6か月以上勤務している者については、未消化の年次有給休暇は翌年度に限り、繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇を請求するときは、期日を指定して申し出なければならない。
- 5 本会は、前項の請求が本事業の正常な運営を妨げると認める場合は、これを他の日に変更することができる。
- 6 年次有給休暇を取得した期間は、通常の賃金を支払う。

(産前産後休暇)

第17条 6週間以内(多胎妊娠の場合は14週間以内)に出産予定の女性生活支援員に対してその請求があった日から産前休暇を与える。

- 2 産後休暇は、8週間とする。
- 3 産前産後の休暇については、賃金は支給しない。

(各種休暇の届出)

第18条 生活支援員が、各種休暇を受けようとするときは、事前に届けなければならない。

(給与)

第19条 給与は、賃金、移動費及び交通費とする。

- 2 賃金は時間給とし、支援計画に定める時間に基づくものとする。
- 3 移動費は、利用者の契約に基づく支援計画に定める支援に必要な移動にかかる費用とし、

算出基準は別表2のとおりとする。

4 交通費は、別表3のとおりとする。

(賞与)

第20条 生活支援員に賞与は支給しない。

(退職金)

第21条 生活支援員に退職金は支給しない。

(給与の締切日及び支払日)

第22条 給与の締切日は、毎月月末とし、給与の支払日にその金額の全額を、本人名義の預金口座に振り込むことにより支給する。

2 前項の給与は翌月20日に支給する。ただし、賃金支払日が金融機関休業日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

3 雇用保険の被保険者となっている者については、賃金より雇用保険料を控除する。

(安全衛生の基本原則)

第23条 生活支援員は勤務にあたって、災害の未然防止に留意しなければならない。

2 生活支援員は常に健康状態に留意しなければならない。

(災害補償)

第24条 生活支援員の業務上、又は通勤災害により、負傷又は疾病にかかった場合、必要な補償は、労働者災害補償保険の給付を受けることにより行う。

(研修会等の出席)

第25条 生活支援員は、必要な知識の習得及び技術向上のため、会議及び研修会等に出席するよう努めなければならない。

(懲戒処分の種類と程度)

第26条 懲戒処分は次のとおりとする。

(1) 譴責は始末書を取り、将来を戒める。

(2) 減給は始末書を取り、1日以上1年以下の範囲内で一賃金支払いにおける賃金総額の10分の1以内を減額し、将来を戒める。

(3) 停職は始末書を取り、1日以上1年以下の範囲内で停職を命じ、将来を戒める。

(4) 懲戒解雇は、30日分以上の平均賃金を支払い、予告期間を設けることなく即時解雇する。

(懲戒解職)

第27条 生活支援員が次の各号に該当するときは懲戒解職する。

- (1) 故意又は重大な過失により本会に著しく損害を与えたとき
- (2) 正当な理由なく職務上の職務を果たさないとき
- (3) 利用者に対する態度が誠実さを欠き、利用者よりの苦情の訴えが数度に及ぶ等、勤務態度が不良のとき
- (4) 利用者の情報や機密を漏らしたとき
- (5) 生活支援員としての体面を汚し、又は信用を失う行為があったとき
- (6) その他、前各号に準ずる不都合な行為があったとき

(損害賠償)

第28条 生活支援員が故意又は重大な過失によって本会に損害を与えたときは、その全部又は一部について損害賠償をさせることがある。但し、これにより懲戒に関する規程の適用を免れるものではない。

(労働保険の適用)

第29条 生活支援員は、労働保険及び雇用保険の適用を受ける。

(雑則)

第30条 この規則に規定するもののほか、実施の細部については、必要な事項はその都度示すものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成28年5月20日から施行し、平成27年10月4日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成29年10月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成30年6月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和5年12月18日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和6年12月20日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規則は、令和7年12月22日から施行し、令和7年10月1日から適用する。